

7 耐震化のための支援制度

(1) 補助制度

① 鳥取県震災に強いまちづくり促進事業

概要	補助対象	補助率	負担割合			上限 (千円)	
			国	地方公共 団体	所有者		
戸建住宅 (一戸建ての住 宅・長屋及び共 同住宅)	診断(所有者負担なし)	10/10	1/2	1/2	-	134	
	診断(所有者負担あり)	2/3	1/3	1/3	1/3	89	
	総合支援 メニュー	設計	1/2	-	1/2	1/2	120
		改修	4/5	2/5	2/5	1/5	1,000
	改修	23%	11.5%	11.5%	77%	1,000	
	(※1)	省エネ基準適合	23%	11.5%	11.5%	77%	766
	省エネ改修	ZEH/ZEB	23%	11.5%	11.5%	77%	1,025
	除却		23%	11.5%	11.5%	77%	837
	耐震シェルター		23%	11.5%	11.5%	77%	837
	非構造部材 対策	避難所等	1/3	1/6	1/6	2/3	900
		避難所以外	23%	11.5%	11.5%	77%	600
屋根瓦耐震対策		1/3	1/6	1/6	2/3	300	
一般建築物 (戸建住宅・大 規模建築物等以 外の建築物)	診断・設計	2/3	1/3	1/3	1/3	なし	
	耐震改修・建替・除却	23%	11.5%	11.5%	77%	なし	
	(※1)	省エネ基準適合	23%	11.5%	11.5%	77%	(※2)
	ZEH/ZEB	23%	11.5%	11.5%	77%	(※2)	
大規模建築物等 (耐震改修促進 法における規制 対象建築物)	不特定多数 大規模建築 物	設計	10/10	1/2	1/2	-	なし
		改修	2/3	1/3	1/3	1/3	なし
	避難路沿道 建築物	診断・設計	5/6	1/2	1/2	-	なし
		改修	23%	1/5	1/5	19/30	なし
	防災拠点建 築物	診断・設計	5/6	1/2	1/2	1/6	なし
		改修	23%	1/5	1/5	19/30	なし
	緊急輸送道 路、避難路 沿道等建築 物・住宅	改修	23%	1/6	1/6	2/3	なし
避難所等	改修	23%	1/6	1/6	2/3	なし	
ブロック塀	診断	診断義務付け	10/10	1/2	1/2	-	(※3)
	除却	診断義務付け	2/5	2/5	1/5	1/5	400
		避難路沿い	2/3	1/3	1/3	1/3	300
		不特定の者が通 行	2/3	1/3	1/3	1/3	150
	改修	診断義務付け	2/5	1/5	1/5	1/5	250
		避難路沿い	1/3	1/6	1/6	2/3	200
不特定の者が通 行		1/3	1/6	1/6	2/3	100	

※1：耐震改修と併せて行う省エネ改修の場合。令和4年度に制度拡充を予定

※2：補助限度額は省エネ基準適合(5,600円/㎡)、ZEH・ZEB(9,700円/㎡)

※3：補助限度額は48.96千円+0.204L(千円/件) L:ブロック塀の長さ

② かけ地近接等危険住宅移転事業

間接補助対象経費	算定基準額の算定方法
住宅の除却等に要する経費	1戸当たり975千円を限度とする。
除却等をした住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修に必要な資金を金融機関等から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする）に相当する額の費用	1戸当たり4,210千円（建物3,250千円、土地960千円）を限度とする。ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域及び保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域（以下「特殊土壌地帯等」という。）については、1戸当たり7,318千円（建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円）を限度とする。

③ アスベスト撤去支援事業

- 対象建築物 ①～②の全てに該当するもの
 - ①吹付けアスベスト等（吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウール）が施工されたもの（本事業以外で国庫補助を受けていないもの）
 - ②建築基準法第9条に基づく措置が命じられていないもの
- 対象部分
 - ・吹付けアスベスト等が施工された部分（露出、隠蔽部共）
- 対象事業
 - ①吹付けアスベスト等の除去等（除去、封じ込め、囲い込み）（アスベスト処分費、耐火被覆材、断熱材等の代替工事を含む）
 - ②吹付けアスベスト等の使用された建築物の除却（アスベスト対策費用相当額を限度とする。）
- 補助内容について

補助 2/3 (国：1/3、県：3/12、市町村：1/12)	所有者負担 1/3
限度額2,000万円/棟	

④ 市町村の補助制度創設状況

市町村	耐震													アスベスト撤去	かけ地移転	
	住宅						一般建築物			大規模		その他				
	診断	設計・改修	改修※1	屋根	除却	シエルト	診断	設計	改修	設計	改修	ブロック塀	特定天井			非構造部材
鳥取市	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○
米子市	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	—	—	○	○
倉吉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—	○	○
境港市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—	○	—
岩美町	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	○	○
若桜町	○	○	—	○	○	○	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○
智頭町	○	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	—	○
八頭町	○	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	○	○
三朝町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
湯梨浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
琴浦町	○	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	○	○
北栄町	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	—	—
日吉津村	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—	○	○
大山町	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—	○	○
南部町	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—	○	—
伯耆町	○	○	○	○	—	○	○	○	—	—	—	○	—	—	○	—
日南町	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
日野町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
江府町	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	—

※1：補助率23% ※2：共同住宅・長屋のみ

(2) 税制

※令和3年12月時点

区分	対象	種別	税	主な内容
耐震改修	住宅	住宅ローン減税 (租41)	所得税	控除期間：最大13年間 控除率：ローン残高の最大1%を控除 ※2021年中に入居の場合は10年間 ※新型コロナウイルス感染症関係の適用要件弾力化措置の適用を受ける場合は13年間。 ※契約期限(R2.12~R3.11)と入居期限(R4.12)を満たす場合、控除期間は13年間
		耐震改修促進税制 (租41の19の2) (地附15の9) (租11の2、 43の2、 68の17) (地附15の10)	所得税	標準的な工事費用額の10%を所得税から控除 対象限度額：250万円 最大控除額：25万円
	固定資産税		固定資産額の一定割合を減額 減額割合：1/2 減額期間：1年 ※特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の耐震改修は2年間1/2減額	
	所得税 法人税		耐震改修工事の費用の25%について特別償却	
	要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物	固定資産税	固定資産額を2年間1/2減額 (耐震改修工事費の2.5%が限度) 期間：令和2年4月1日~令和5年3月31日	
関連	住宅	住宅ローン減税制度 (租41)	所得税	耐震改修を行った中古住宅を取得した場合の税制特例措置
		特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例(租36の2)	所得税 住民税	
		直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税(租70の2)	贈与税	
		特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(租70の3)	贈与税	
		住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減(租73)	登録免許税	
		住宅取得資金の貸付け等の抵当権設定登記の税率の軽減(租75)	登録免許税	
		特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減(租74の3)	登録免許税	
		中古住宅の取得に係る中古住宅及び中古住宅用の土地に対する不動産取得税の特例措置(地73の14、73の24)	不動産取得税	